

**姫路市観光デジタルプロモーション業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

令和7年6月

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市観光デジタルプロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務概要

姫路市は、世界遺産姫路城をはじめとする歴史文化資源、豊かな自然と食資源・食文化、多様な地場産業を有しており、国内外から多くの観光客が訪れる。一方、「姫路城一極集中の通過型観光が顕著で、滞在時間が短いことから、一人あたりの観光消費額が低い」ことが課題として上げられる。

また、大阪・関西万博の開催により、訪日旅行における関西エリアが注目され、さらに、当市の最寄り空港である神戸空港において国際チャーター便の運航が開始となり、今後ますますインバウンド客の兵庫県来訪が期待される。国内旅行者のみならず、訪日観光客（インバウンド）を、当市に誘客することで、当市への観光客の増大、地域経済の発展を目指している。

本業務では、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が運営するSNSやHP、或いは特定の市場に対し、影響力のあるメディア媒体を活用したデジタルプロモーションを国内外に向けて展開する。これら取り組みにより、旅行先としての当市の認知度を高め、市内の多様な観光資源を周知し来訪動機を高めることで、当市の観光課題の解決に寄与することを目的とする。

(3) 提案上限額

13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていかなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者である場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員
(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

- (9) 令和元年年4月1日以後に完了した、大手民間事業者、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）、DMO・観光協会が発注した国内外へのデジタルプロモーション業務の履行実績を元請けとして有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー (DMO・インバウンド部)

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

電話 079-222-2285 FAX 079-222-2410

電子メール info@himeji-kanko.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 契約条項を示す期間 | 令和7年6月10日（火）から令和7年8月5日（火）まで |
| 閲覧の場所 | 公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー |

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

| 期日等 | 内容 |
|--------------------------------|-------------------|
| 令和7年6月13日（金） | 公告・募集要領、要求水準書等の提示 |
| 令和7年6月30日（月）正午まで | プロポーザル参加申込書提出期限 |
| 令和7年7月2日（水） | プロポーザル参加資格確認通知書発送 |
| 令和7年7月2日（水） 令和7年7月8日（火）正午まで | 質問受付期間 |
| 令和7年7月10日（木）午後4時以降 | 質問回答日 |
| 令和7年7月31日（木）午後4時まで | 提案書提出期限 |
| 令和7年8月5日（火） | 面接ヒアリング |
| 令和7年8月5日（火） | 契約候補者の特定 |
| 令和7年8月8日（金） | 契約候補者の通知 |
| 令和7年8月15日（金） | 契約締結及び結果の公表 |

5 参加表明手続及び資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、本項第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年4月1日以降に発行された最新のもの）
- (ウ) 関連企業申告書（様式第2号）
- (エ) 業務実績調書（様式第3号）

業務実績については、令和元年4月1日以後に業務が完了した、大手民間事業者、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）、DMO・観光協会が発注した国内外へのデジタルプロモーション業務の履行実績を元請として有する実績を記載すること。また、業務実績の内容が分かる書類（契約書及び仕様書等の業務内容のわかる書類の写しなど、履行したことの証する書類）を提出すること。

- (オ) 市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。）

- (カ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたもの）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続きに必要な書類を示す期間及び場所

| | |
|----------------|--|
| 参加表明書 等配布期間 | 令和7年（2025年）6月13日（金）から 令和7年（2025年）6月30日（月）正午まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く。 |
| 閲覧の場所 | 公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー ※参加表明者は、ビューローHP「ひめのみち」(https://www.himeji-kanko.jp/dmo/)に掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を必要に応じてダウンロードし使用すること。 |

エ 提出方法

電子メールとする。

なお、履歴事項全部証明書、市税の納税証明書、国税の納税証明書については、PDFデータを電子メールに添付し、提出すること。(原本提出不要)

また、提出に際し、電子メールのタイトルは「参加表明書の提出について（事業者名）」とし、電子メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

(電話) 079-222-2285 (担当部署) DMO・インバウンド部

オ 提出場所（送信先アドレス）

info@himeji-kanko.jp

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年6月13日（金）から同年6月30日（月）正午まで

(2) 参加資格の確認

ア 参加資格の確認結果は、令和7年7月2日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、ビューローに対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年7月10日（木）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により、ビューローに提出すること。ビューローは、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書（様式第4号）

イ 提出方法

電子メールとする。

質問書に質問事項の他、必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを電子メールに添付し、提出すること。（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）

※ 電話での質問には回答しない。

※ 質問提出締切日以後の質問は、一切認めない。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

info@himeji-kanko.jp

エ 提出期限

令和7年7月8日（火）正午まで

(2) 質問に対する回答は次により行う

ア 回答開始日時

令和7年7月10日（木）午後4時から

イ 回答方法

回答はビューローHP「ひめのみち」(<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/>)に掲載する。

なお、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、電子メールで全ての参加申込者に送付する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、ビューローホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が提案資料の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

ウ 質問者名は、公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ビューローHPに掲載する『姫路市観光デジタルプロモーション業務委託提出書類（提案資料）』の提出書類一覧に掲げる書類一式及び提出部数のとおり。

なお、様式第5号－1～7（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達の記録が確認できるものによること。

(3) 提出場所

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（DMO・インバウンド部）

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

(4) 提出期間（提案受付期間）

令和7年7月22日（火）午前9時から同年7月31日（木）午後4時まで。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(5) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、姫路市観光デジタルプロモーション業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）の目的及び委託業務の内容等を確認し、所定の様式に従って提案資料を作成すること。

エ 提案資料は、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。

- オ 要求した以外の資料は、審査対象としない。
- カ 提案資料の提出後において資料の差替えは認めない。
- キ 提出された提案資料は一切返却しない。
- ク 提出された提案資料は本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ケ 提出された提案資料は本業務以外の目的で使用しない。
- コ 提案に当たっては、著作権等第三者の権利の関わるものとの使用については、提案者の責任において処理すること。
- サ ビューローは、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。この場合において、参加申込者に生じた損害は、当該参加申込者の負担とする。

8 審査の流れ（ヒアリングの実施）

（1） 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料及び面接ヒアリングによるものとし、次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路市観光デジタルプロモーション業務委託選定会議において実施する。
- ウ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費の最も低い者を契約候補者とする。事業費の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | |
|---|--|---|-----|
| 1 業務の実施体制 | 業務に関する精通度や業務を遂行する上での体制等を総合的に評価する。 ・業務担当責任者をはじめ、業務の実施に十分な人員体制か ・業務の連絡体制は十分であるか | 10点 | |
| 2 類似業務の実績 | ・過去の類似業務の実績は十分か ※類似業務とは、大手民間事業者、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）、DMO・観光協会などが発注したデジタルプロモーション業務を指す。また、参加表明時の業務実績を含めてよい。 | 15点 | |
| 3 業務の実施方針 | ・事業の趣旨及び考え方の認識は妥当か ・事業の趣旨及び考え方沿った企画提案となっているか | 10点 | |
| 4 [国内誘客プロモーション] ①ビューローInstagramアカウントの運用 [45点] | | | |
| 業務内容の提案 | (ア) Instagramのアカウント管理と記事投稿 | ・本業務の趣旨に添い、現状の課題が分析され、「投稿回数及び投稿内容（テーマ）」について、効果的で訴求力ある手法の提案となっているか | 20点 |
| | (イ) Instagramを活用したキャンペーンの実施 | ・フォロワーを増やしたり、エンゲージを高めるための提案となっているか | 5点 |
| | (ウ) Instagram広告の実施 | ・広告シュミレーションなどが提示され、具体的な提案となっているか | 5点 |
| | (エ) 緊急時の対応 | ・発生しうる脅威に対して、迅速に対応できる体制とノウハウを有しているか | 5点 |
| | (オ) 効果検証 | ・効果検証の手法が明確で、PDCAサイクルによる投稿が期待できる提案となっているか | 10点 |
| ②HP姫路観光ナビ「ひめのみち」の「特集及びモデルコース」ページを活用した情報発信 [30点] | | | |
| (ア) 「特集及びモデルコース」の記事制作 | ・本業務の趣旨に添い、現状の課題が分析され、「製作記事本数及び記事内容（テーマ）」について、効果的で訴求力ある手法の提案となっているか | 20点 | |
| (イ) 効果検証 | ・効果検証の手法が明確で、PDCAサイクルによる記事制作が期待できる提案となっているか | 10点 | |
| ③ビューロー公式LINEを活用した情報発信 [10点] | | | |
| (ア) 情報発信 | ・ビューローの指示により、「Instagramアカウントの記事投稿」を流用し、ビューロー公式LINEにおいて発信できる提案となっているか | 10点 | |
| [インバウンド誘客プロモーション] ④ビューローInstagramアカウントの運用 [50点] | | | |
| (ア) Instagramのアカウント管理と記事投稿 | ・本業務の趣旨に添い、現状の課題が分析され、「投稿回数及び投稿内容（テーマ）」について、効果的で訴求力ある手法の提案となっているか ・英語記事作成にあたり英語翻訳の質が担保されているか | 35点 | |
| | ・発生しうる脅威に対して、迅速に対応できる体制とノウハウを有しているか | 5点 | |

| | | |
|---|--|------|
| (ウ)効果検証 | ・効果検証の手法が明確で、PDCAサイクルによる投稿が期待できる提案となっているか | 10点 |
| ⑤HP「Visit Himeji」の「外国語版特集ページ(Trip Ideas & Itineraries)」を活用した情報発信 [45点] | | |
| (ア)「英語版特集ページ」の記事制作 | ・本業務の趣旨に添い、現状の課題が分析され、「製作記事本数及び記事内容(テーマ)」について、効果的で訴求力ある手法の提案となっているか ・外国語記事作成にあたり翻訳の質が担保されているか | 35点 |
| (イ)効果検証 | ・効果検証の手法が明確で、PDCAサイクルによる投稿が期待できる提案となっているか | 10点 |
| ⑥ 海外メディアへのプレスリリース [35点] | | |
| (ア)プレスリリース媒体の選定と実施計画 | ・本業務の趣旨に添い、効果的な海外へのプレスリリース媒体が提案されているか ・配信回数は十分な提案となっているか | 25点 |
| (イ)効果検証 | ・効果検証の手法が明確で、PDCAサイクルによる投稿が期待できる提案となっているか | 10点 |
| ⑦ インフルエンサーやWEBメディアを活用した情報発信 [30点] | | |
| (ア)インフルエンサー施策やWEBメディア広告 | ・本業務の趣旨に添い、インフルエンサーやWEB広告を活用した情報発信において、媒体の実績と想定する市場やテーマについての親和性があり、訴求力のある提案となっているか | 20点 |
| (イ)効果検証 | 各媒体での情報発信後、「現状の課題・期待される効果・KPI・プロモーション効果の検証及び分析手法」が明確な提案となっているか | 10点 |
| ⑧ 独自提案 [20点] | | |
| 独自提案 | ・提案上限額内で、要求水準書に記載している事項以外で、効果的な独自提案があるか | 20点 |
| 5 工程表 | ・上記①～⑦の事業に係る実施スケジュールが適切に設定されており、かつ理由が明確になっているか | 10点 |
| 合計 | | 310点 |

※ 下表のとおり 5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|------------------------|-------------|
| A | 当該項目に関して特に優れている。 | 各項目の配点×1.00 |
| B | 当該項目に関して優れている。 | 各項目の配点×0.75 |
| C | BとDの中間程度 | 各項目の配点×0.50 |
| D | 当該項目に関して要求水準書の内容を満たす程度 | 各項目の配点×0.25 |
| E | 当該項目に関して満たしていない。 | 各項目の配点×0.00 |

(3) 評価基準及び得点化方法

ア 事業費

各提案者から提案された見積額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（見積額）に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の見積額と当該提案者が示す見積額との比率を乗じた値を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

イ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点以下三位を四捨五入する。）に事業費（受託希望金額）に関する評価点を加えた合計により算出する。（満点320点）

(4) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、提案書に関するプレゼンテーション及び委員からの質疑により実施する。

ア 日時

令和7年8月5日（火）・時間未定

※ 詳細時間については、後日連絡する。なお、実施日時に変更がある場合は、指示に従うこと。台風、豪雨その他天災等により、面接ヒアリングの実施を延期又は中止する場合がある。面接ヒアリングを実施しない場合は、提出書類のみで審査する。

※ ヒアリングはオンラインによる実施も可能とする。

イ 場所

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（兵庫県姫路市本町68番地）

※オンライン実施を希望する申請者には、別途、URLを通知する。

ウ 時間配分

プレゼンテーション20分、委員からの質疑15分程度を予定する。

※ 面接ヒアリングの参加者数により、時間配分等を調整することがある。

エ その他の注意事項

(ア) 補完資料について

説明に当たっての補完的な資料の提出は、認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものは、その限りでない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

(イ) 視聴覚機器について

視聴覚機器を使用する場合は、担当者に事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を各自準備が必要な場合がある。）。設置及び撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。

(ウ) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(エ) ヒアリング会場での注意事項

ヒアリング会場において、名刺交換や企業名、氏名の公表、社員証・社章の着用は禁止とする。

(5) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、面接ヒアリングの審査を実施する。
- イ いずれの提案も本項第2号における提案内容の評価において、「E」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和7年8月5日（火）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかつた提案者についてはその旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は令和7年8月6日（水）午後4時までに、本件業務の見積書をビューローに提出すること。提出方法は、郵送又は持参とする。なお、郵送の場合は、上記日時必着とし、書留郵便等、配達の記録が確認できるものによること。
- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年8月15日（金）を目途にビューローホームページ「ひめのみち」(<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/>)に掲載する。
- キ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

9 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで契約候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、ビューローと協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位のほかに契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、第8項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案書は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条の規定を適用する。

10 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加申込者は、第8項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意とする。）によりビューローに持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 1 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 見積額が提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 2 著作権等

- (1) 著作権は提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 3 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 4 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、姫路市に準じ指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、姫路市に準じ指名停止を行うことがある。
- (5) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。